

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年 6月26日
【会社名】	日本ピラー工業株式会社
【英訳名】	NIPPON PILLAR PACKING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩波 清久
【本店の所在の場所】	大阪市西区新町一丁目7番1号
【電話番号】	(06)7166-8281(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 丸岡 和広
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区新町一丁目7番1号
【電話番号】	(06)7166-8281(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 丸岡 和広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本ピラー工業株式会社東京支店 (東京都千代田区内幸町二丁目2番2号) 日本ピラー工業株式会社三田工場 (兵庫県三田市下内神字打場541番地の1)

1【提出理由】

平成29年6月23日開催の当社第69回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額488,956,980円
- ロ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に関する変更、重要な業務執行に関する決定の取締役への委任に係る規定の新設並びに条文の追加及び削除に伴う条数の整備等の所要の変更を行うために定款の一部を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、岩波清久、大岩輝雄、岩波嘉信、星川郁生、宿南克彦、永田武全、辻本健二の7名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、神田孝三、門屋 明、森 恵一の3名を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額2億4千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額3千万円とする。

第7号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

平成29年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了する当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を一部変更したうえで継続する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成率	可否
第1号議案	186,151個	5,907個	0個	96.92%	可決
第2号議案	191,815個	243個	0個	99.87%	可決
第3号議案					
岩波 清久	185,590個	6,468個	0個	96.63%	可決
大岩 輝雄	186,179個	5,879個	0個	96.94%	可決
岩波 嘉信	186,174個	5,884個	0個	96.94%	可決
星川 郁生	186,232個	5,826個	0個	96.97%	可決
宿南 克彦	186,230個	5,828個	0個	96.97%	可決
永田 武全	183,859個	8,199個	0個	95.73%	可決
辻本 健二	191,869個	189個	0個	99.90%	可決

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成率	可否
第4号議案					
神田 孝三	184,886個	7,167個	0個	96.27%	可決
門屋 明	176,610個	15,443個	0個	91.96%	可決
森 恵一	191,842個	211個	0個	99.89%	可決
第5号議案	191,801個	257個	0個	99.87%	可決
第6号議案	191,768個	289個	0個	99.85%	可決
第7号議案	143,855個	48,203個	0個	74.90%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案、第5号議案から第7号議案

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案、第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各議案の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上